

奈良県告示第三百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成二十一年一月六日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適當と決定した。

なお、土地改良法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月十六日

奈良県知事 荒井正吾

| 協議者 | 事業計画 | 縦覧期間及び場所 |
|---------------|--|--------------------------------|
| 天理市長 南佳策 | 水と農地活用促進事業（平成二十一年一月十九日から同年二月九日まで） ため池整備） 辻子池地区 | 平成二十一年一月十九日から同年二月九日まで 天理市役所 |
| 天理市長 南佳策 | 水と農地活用促進事業（平成二十一年一月十九日から同年二月九日まで） 農道整備） 小田中地区 | 平成二十一年一月十九日から同年二月九日まで 天理市役所 |
| 天理市長 南佳策 | 水と農地活用促進事業（平成二十一年一月十九日から同年二月九日まで） 頭首工） 九条一地区 | 平成二十一年一月十九日から同年二月九日まで 天理市役所 |
| 天理市長 南佳策 | 水と農地活用促進事業（平成二十一年一月十九日から同年二月九日まで） 頭首工） 九条二地区 | 平成二十一年一月十九日から同年二月九日まで 天理市役所 |
| 海知地区 農道整備） | 水と農地活用促進事業（平成二十一年一月十九日から同年二月九日まで） 農道整備） | 天理市役所 |

| | | | |
|--------------|--------------------------------|---------------------------|-------|
| 天理市長 南 佳策 | 水と農地活用促進事業（ 用排水路） カナギタ地区 | 平成二十一年一月十九日から同年 二月九日まで | 天理市役所 |
|--------------|--------------------------------|---------------------------|-------|